別表第二の一の項中22を23とし、21を22とし、同項第八中20を21とし、同項第七中19を20とし、同項18に後段として次のように加える。

また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

別表第二の一の項第六中18を19とし、同項中14から17までを一ずつ繰り下げ、同項第五中13を14とし、同項中12を13とし、11を12とし、同項第四中10の次に次のように加える。

（家畜の死体の保管場所）

11　家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

別表第二の二の項10中「場合には」を「場合において、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは」に、「加熱その他の適切な処理」を「摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理」に改め、同項中24を25とし、23を24とし、同項第八中22を23とし、同項第七中21を22とし、同項20に後段として次のように加える。

また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

別表第二の二の項第六中20を21とし、同項中16から19までを一ずつ繰り下げ、同項第五中15を16とし、同項中14を15とし、13を14とし、同項第四中12の次に次のように加える。

（家畜の死体の保管場所）

13　家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

別表第二の三の項中25を26とし、24を25とし、同項第八中23を24とし、同項第七中22を23とし、同項21の見出し中「家畜」を「家きん」に改め、同項21に後段として次のように加える。

また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

別表第二の三の項第六中21を22とし、同項20の見出し中「家畜」を「家きん」に改め、同項中20を21とし、17から19までを一ずつ繰り下げ、同項第五中16を17とし、同項中15を16とし、14を15とし、同項第四中13の次に次のように加える。

（家きんの死体の保管場所）

14　家きんの死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

別表第二の四の項中16を17とし、15を16とし、同項第七中14を15とし、同項第六中「家畜の健康観察」を「馬の健康観察」に改め、同項13に後段として次のように加える。

また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

別表第二の四の項第六中13を14とし、同項12中「家畜と」を「馬と」に改め、同項中12を13とし、11を12とし、10を11とし、同項第五中9を10とし、同項中8を9とし、同項第四中7の次に次のように加える。

（馬の死体の保管場所）

8　馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

附　則

この省令は、平成二十九年二月一日から施行する。

告　示

○財務省告示第二十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四十四回	一億三千百九十万円	一億三千百八十万五千四百二十四円
〃	第四十五回	六千四百九十万円	六千四百八十五万八千六百四十二円
〃	第四十六回	一億八千三十九万円	一億八千二十八万九千四百十六円
〃	第四十七回	六千八百五十五万円	六千八百五十万六千三百二十四円
〃	第四十八回	四千六百九十五万円	四千六百九十二万八十二円
〃	第四十九回	一億九千百三十五万円	一億九千百二十四万三千三百円
〃	第五十回	五千九百八十三万円	五千九百八十万千四百八円
〃	第五十一回	千百二十一万円	千百二十万四千六百四十四円
〃	第五十二回	五千六百五十一万円	五千六百四十八万二千九百九十円
〃	第五十三回	八億千九百九十一万円	八億千九百五十八万三千三百四十四円
〃	第五十四回	三千二百三十一万円	三千二百二十九万七千百三十八円
〃	第五十五回	一億九百十一万円	一億九百六万六千五百三十八円
〃	第五十六回	二億二千七百六十万円	二億二千七百五十万九千三百五十円
〃	第五十七回	一億三千九百一万円	一億三千八百九十五万四千六百二十四円
〃	第五十八回	九千二百九十二万円	九千二百八十八万三千二円
〃	第五十九回	一億六千八百六万円	一億六千七百九十九万三千六十六円
〃	第六十回	七千三百四十一万円	七千三百三十八万七百六十二円
〃	第六十一回	二億四千十五万円	二億四千五万四千三百三十四円